

| | |
|---|--|
| <p>中华人民共和国主席令 第二十六号</p> <p>《中华人民共和国外商投资法》已由中华人民共和国第十三届全国人民代表大会第二次会议于2019年3月15日通过，现予公布，自2020年1月1日起施行。</p> <p>中华人民共和国主席 习近平 2019年3月15日</p> <p>中华人民共和国外商投资法 (2019年3月15日第十三届全国人民代表大会第二次会议通过)</p> <p>目 录</p> <p>第一章 总 则 第二章 投资促进 第三章 投资保护 第四章 投资管理 第五章 法律责任 第六章 附 则</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为了进一步扩大对外开放，积极促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，推动形成全面开放新格局，促进社会主义市场经济健康发展，根据宪法，制定本法。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内（以下简称中国境内）的外商投资，适用本法。</p> <p>本法所称外商投资，是指外国的自然人、企业或者其他组织（以下称外国投资者）直接或者间接在中国境内进行的投资活动，包括下列情形：</p> <p>（一）外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业；</p> <p>（二）外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益；</p> <p>（三）外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目；</p> <p>（四）法律、行政法规或者国务院规定</p> | <p>中華人民共和國主席令 第二十六号</p> <p>《中華人民共和國外商投資法》は、中華人民共和國第13回全国人民代表大会第二次會議で2019年3月15日に可決されたため、ここに公布し、2020年1月1日より施行する。</p> <p>中華人民共和國 習近平 2019年3月15日</p> <p>中華人民共和國外商投資法 (2019年3月15日第13回全国人民代表大会第二次會議で可決)</p> <p>目 録</p> <p>第一章 総 則 第二章 投資促進 第三章 投資保護 第四章 投資管理 第五章 法的責任 第六章 附 則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一条 さらに對外開放を拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、全面開放の新たな枠組み構築を推進し、社會主義市場經濟の健全な發展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和國の国内（以下「中国国内」）における外商投資は、本法を適用する。</p> <p>本法でいう外商投資とは、外国の自然人・企業あるいはその他の組織（以下「外国投資家」）が直接あるいは間接的に中国国内において行う投資活動を指し、下記の状況を含む：</p> <p>（一）外国投資家が単独あるいはその他の投資家と共同で中国国内において外商投資企業を設立する；</p> <p>（二）外国投資家が中国国内の企業の株式・持分・財産割当あるいはその他の類似する權益を取得する；</p> <p>（三）外国投資家が単独あるいはその他の投資家と共同で中国国内において新規プロジェクトに投資する；</p> <p>（四）法律・行政法規あるいは國務院が</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>的其他方式的投资。</p> <p>本法所称外商投资企业，是指全部或者部分由外国投资者投资，依照中国法律在中国境内经登记注册设立的企业。</p> <p>第三条 国家坚持对外开放的基本国策，鼓励外国投资者依法在中国境内投资。</p> <p>国家实行高水平投资自由化便利化政策，建立和完善外商投资促进机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。</p> <p>第四条 国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。</p> <p>前款所称准入前国民待遇，是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇；所称负面清单，是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。</p> <p>负面清单由国务院发布或者批准发布。</p> <p>中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p> <p>第五条 国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。</p> <p>第六条 在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。</p> <p>第七条 国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作；国务院其他有关部门在各自职责范围内，负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。</p> <p>县级以上地方人民政府有关部门依照法律法规和本级人民政府确定的职责分工，开</p> | <p>規定するその他の方式の投資。</p> <p>本法でいう外商投資企業とは、すべてあるいは一部を外国投資家が投資し、中国の法律に基づき中国国内において登記・登録を経て設立した企業を指す。</p> <p>第三条 国家は、対外開放の基本的国策を堅持し、外国投資家の法に基づく中国国内における投資を奨励する。</p> <p>国家は、ハイレベルな投資自由化・利便化政策を実行し、外商投資促進メカニズムを構築および完備し、安定・透明・予測可能および公平競争の市場環境を構築する。</p> <p>第四条 国家は、外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。</p> <p>前項でいう参入前の内国民待遇とは、投資の参入段階において外国投資家およびその投資に本国の投資家およびその投資を下回らない待遇を与えることを指す；前項でいうネガティブリストとは、国家が規定する特定の分野において外商投資に対して実施する参入特別管理措置を指す。国家は、ネガティブリスト以外の外商投資に対して、内国民待遇を与える。</p> <p>ネガティブリストは、國務院が公布あるいは公布を批准する。</p> <p>中華人民共和国が締結あるいは参加する国際条約・協定に外国投資家の参入待遇に対してさらに優遇的な規定がある場合、関連規定に基づき執行することができる。</p> <p>第五条 国家は、法に基づき外国投資家の中国国内における投資・収益およびその他の合法的權益を保護する。</p> <p>第六条 中国国内において投資活動を行う外国投資家・外商投資企業は、中国の法律・法規を遵守しなければならない、中国の国家安全に危害を加える・社会の公共利益を損害してはならない。</p> <p>第七条 國務院商務主管部門・投資主管部門は、職責・分担に基づき、外商投資の促進・保護および管理業務を行う；國務院のその他関連部門は、各自の職責の範囲内において、外商投資の促進・保護および管理の関連業務の責を負う。</p> <p>県級以上の地方人民政府関連部門は、法律・法規および当該人民政府が確定する職</p> |
|--|---|

展外商投资促进、保护和管理工作的。

第八条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

第二章 投资促进

第九条 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策。

第十条 制定与外商投资有关的法律、法规、规章，应当采取适当方式征求外商投资企业的意见和建议。

与外商投资有关的规范性文件、裁判文书等，应当依法及时公布。

第十一条 国家建立健全外商投资服务体系，为外国投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措施、投资项目信息等方面的咨询和服务。

第十二条 国家与其他国家和地区、国际组织建立多边、双边投资促进合作机制，加强投资领域的国际交流与合作。

第十三条 国家根据需要，设立特殊经济区域，或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施，促进外商投资，扩大对外开放。

第十四条 国家根据国民经济和社会发展的需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。

第十五条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督。

責・分担に基づき、外商投資の促進・保護および管理業務を行う。

第八条 外商投資企業の職員は、法に基づき労働組合組織を設立し、労働組合活動を行い、職員の合法的權益を保護する。外商投資企業は、当該企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

第二章 投資促進

第九条 外商投資企業に対して、法に基づき国家が企業の発展を支援する各政策を平等に適用する。

第十条 外商投資に関わる法律・法規・規則の制定は、適当な方式を講じて外商投資企業から意見および提議を聴取しなければならない。

外商投資に関わる規範性文書・裁判文書などは、法に基づき適時公布しなければならない。

第十一条 国家は、外商投資サービス体系を構築・整備し、外国投資家および外商投資企業に法律・法規、政策措置、投資プロジェクトの情報などの方面の照会およびサービスを提供する。

第十二条 国家は、その他国家および地区・国際組織とマルチラテラル・バイラテラルな投資促進提携メカニズムを構築し、投資分野の国際交流および提携を強化する。

第十三条 国家は、必要性に応じて、特殊経済区域を設立、あるいは一部地区において外商投資の試験的政策措置を実行し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。

第十四条 国家は、国民経済および社会発展の必要性に応じて、外国投資家の特定の業種・分野・地区の投資を奨励および誘導する。外国投資家・外商投資企業は、法律・行政法規あるいは国务院の規定に基づき優遇待遇を享受することができる。

第十五条 国家は、外商投資企業の法に基づく基準制定業務への平等な参加を保障し、基準制定の情報公開および社会による監督を強化する。

| | |
|---|--|
| <p>国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。</p> <p>第十六条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。</p> <p>第十七条 外商投资企业可以依法通过公开发行的股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。</p> <p>第十八条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。</p> <p>第十九条 各级人民政府及其有关部门应当按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，进一步提高外商投资服务水平。</p> <p>有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。</p> <p style="text-align: center;">第三章 投资保护</p> <p>第二十条 国家对外国投资者的投资不实行征收。</p> <p>在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。</p> <p>第二十一条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。</p> <p>第二十二条 国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵</p> | <p>国家が制定する強制的基準は、外商投資企業に平等に適用する。</p> <p>第十六条 国家は、外商投資企業の法に基づく公平競争を通じた政府調達活動への参加を保障する。政府調達は、法に基づき外商投資企業が中国国内において生産する製品・提供するサービスを平等に扱う。</p> <p>第十七条 外商投資企業は、法に基づき株券・社債などの証券の公开发行およびその他の方式を通じて資金調達を行うことができる。</p> <p>第十八条 県級以上の地方人民政府は、法律・行政法規・地方性法規の規定に基づき、法定の権限内で外商投資促進および利便化政策措置を制定することができる。</p> <p>第十九条 各級人民政府およびその関連部門は、利便的・高効率・透明の原則に基づき、事務手続の手順を簡素化し、事務効率を引き上げ、政務サービスを合理化し、外商投資サービスのレベルをさらに引き上げなければならない。</p> <p>関連主管部門は、外商投資ガイドを制定および公布し、外国投資家および外商投資企業にサービスおよび利便性を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三章 投資保護</p> <p>第二十条 国家は、外商投資家の投資に対して徴収を実行しない。</p> <p>特殊な状況において、国家は、公共利益の必要性のために、法律の規定に基づき外国投資家の投資に対して徴収あるいは徴用を実行することができる。徴収・徴用は、法定の手順に基づき行い、併せて適時、公平・合理的な補償を与えなければならない。</p> <p>第二十一条 外国投資家の中国国内における出資・利益・資本収益・資産処分所得・知的財産権の使用許可料・法に基づき取得する補償あるいは賠償・清算所得などは、法に基づき人民元あるいは外貨にて自由に入金・送金することができる。</p> <p>第二十二条 国家は、外国投資家および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関連権利者の合法的</p> |
|---|--|

权行为，严格依法追究法律责任。

国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。

第二十三条 行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。

第二十四条 各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法规的规定；没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。

第二十五条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。

因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。

第二十六条 国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益

權益を保護する；知的財産権の侵害行為に対して、厳格に法に基づき法的責任を追究する。

国家は、外商投資の過程における任意原則およびビジネスルールに基づく技術提携の実施を奨励する。技術提携の条件は、投資の各当事者が公平原則を遵守して平等に協議のうえ確定する。行政機関およびその職員は、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。

第二十三条 行政機関およびその職員が職責の履行過程において知り得た外国投資家・外商投資企業の商業秘密は、法に基づき秘密を保持しなければならず、漏洩あるいは不法に他人に提供してはならない。

第二十四条 各級人民政府およびその関連部門による外商投資に関わる規範性文書の制定は、法律・法規の規定に合致していなければならない；法律・行政法規の依拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を減損あるいはその義務を増加させてはならず、市場参入および撤退の条件を設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

第二十五条 地方各級人民政府およびその関連部門は、外国投資家・外商投資企業に対して法に基づき下した政策の承諾および法に基づき締結した各種契約を厳格に履行しなければならない。

国家利益・公共利益により政策の承諾および契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限および手順に厳格に基づき行い、併せて法に基づき外国投資家・外商投資企業がこれにより受ける損失を補償しなければならない。

第二十六条 国家は、外商投資企業の苦情申立業務メカニズムを構築し、適時、外商投資企業あるいはその投資家が報告した問題を処理し、関連政策措置を調整・完備する。

外商投資企業あるいはその投資家が、行政機関およびその職員の行政行為がその合法的權益を侵害したと考える場合、外商投資申立業務メカニズムを通じて折衝・解決を申請することができる。

外商投資企業あるいはその投資家が、行政機関およびその職員の行政行為がその合

的，除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外，还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第二十七条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动，维护会员的合法权益。

第四章 投资管理

第二十八条 外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。

外商投资准入负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。

外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。

第二十九条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第三十条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，应当依法办理相关许可手续。

有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，法律、行政法规另有规定的除外。

第三十一条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则，适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。

第三十二条 外商投资企业开展生产经营活动，应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定，依照法律、行政法规和国家有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。

法的權益を侵害したと考える場合、前項の規定に基づく外商投資申立業務メカニズムを通じた折衝・解決の申請のほか、さらに法に基づき行政再審議を申請・行政訴訟を提起することができる。

第二十七条 外商投資企業は、法に基づき商会・協会を設立および任意で参加することができる。商会・協会は、法律・法規および定款の規定に基づき、関連活動を行い、会員の合法的權益を保護する。

第四章 投資管理

第二十八条 外商投資参入ネガティブリストが投資禁止を規定する分野について、外国投資家は投資してはならない。

外商投資参入ネガティブリストが投資制限を規定する分野について、外国投資家が投資を行う場合、ネガティブリストが規定する条件に合致していなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト以外の分野は、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。

第二十九条 外商投資で投資プロジェクトの認可・備案手続が必要な場合、国家の関連規定に基づき執行する。

第三十条 外国投資家が法に基づき許可の取得が必要な業種・分野において投資する場合、法に基づき関連許可手続を行わなければならない。

関連主管部门は、内資と一致している条件および手順に基づき、外国投資家の許可申請を審査しなければならないが、法律・行政法規に別の規定がある場合を除く。

第三十一条 外商投資企業の組織形態・組織構造およびその活動準則は、《中華人民共和国会社法》・《中華人民共和国パートナー企業法》などの法律の規定を適用する。

第三十二条 外商投資企業の生産経営活動の実施は、法律・行政法規の労働保護・社会保険に関する規定を遵守し、法律・行政法規および国家の関連規定に基づき税収・会計・外貨などの事務事項を行い、併せて関連主管部门が法に基づき実施する監督検査を受けなければならない。

| | |
|---|--|
| <p>第三十三条 外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。</p> <p>第三十四条 国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。</p> <p>外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。</p> <p>第三十五条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。</p> <p>依法作出的安全审查决定为最终决定。</p> <p style="text-align: center;">第五章 法律责任</p> <p>第三十六条 外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。</p> <p>外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。</p> <p>外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。</p> <p>第三十七条 外国投资者、外商投资企业违反本法规定，未按照外商投资信息报告</p> | <p>第三十三条 外国投資家が中国国内の企業を合併買収あるいはその他の方式により事業者集中に関与する場合、《中華人民共和國独占禁止法》の規定に基づき事業者集中審査を受けなければならない。</p> <p>第三十四条 国家は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資家あるいは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて商務主管部门に投資情報を送信・報告しなければならない。</p> <p>外商投資情報の報告の内容および範囲は、確かに必要であるとの原則に基づき確定する；部門間の情報共有を通じて取得可能な投資情報は、再度送信・報告を要求してはならない。</p> <p>第三十五条 国家は、外商投資安全審査制度を構築し、国家の安全に影響を与えるあるいは影響を与える可能性のある外商投資に対して安全審査を行う。</p> <p>法に基づき下した安全審査の決定は、最終決定とする。</p> <p style="text-align: center;">第五章 法的責任</p> <p>第三十六条 外国投資家が外商投資参入ネガティブリストで投資禁止を規定する分野に投資した場合、関連主管部门は、投資活動を停止し、期限内に持分・資産を処分あるいはその他の必要な措置を講じて、投資を実施する前の状態に戻すよう命じる；違法な所得がある場合、違法所得を没収する。</p> <p>外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定する制限性参入特別管理措置に違反した場合、関連主管部门は、期限内に是正し、必要な措置を講じて参入特別管理措置の要求を充足させるよう命じる；期限を過ぎても是正していない場合、前項の規定に基づき処理する。</p> <p>外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反した場合、前二項の規定に基づく処理のほか、さらに法に基づき相応の法的責任を負わなければならない。</p> <p>第三十七条 外国投資家・外商投資企業が本法の規定に違反して、外商投資情報報</p> |
|---|--|

制度的要求报送投资信息的，由商务主管部门责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款。

第三十八条 对外国投资者、外商投资企业违反法律、法规的行为，由有关部门依法查处，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。

第三十九条 行政机关工作人员在外商投资促进、保护和管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，或者泄露、非法向他人提供履行职责过程中知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附 则

第四十条 任何国家或者地区在投资方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应的措施。

第四十一条 对外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，或者在证券市场、外汇市场等金融市场进行投资的管理，国家另有规定的，依照其规定。

第四十二条 本法自2020年1月1日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》同时废止。

本法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业，在本法施行后五年内可以继续保留原企业组织形式等。具体实施办法由国务院规定。

告制度の要求に基づき投資情報を送信・報告しなかった場合、商務主管部門が期限内の是正を命じる；期限を過ぎても是正していない場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。

第三十八条 外国投資家・外商投資企業 of 法律・法規に違反する行為は、関連部門が法に基づき調査・処分し、併せて国家の関連規定に基づき信用情報システムに組み入れる。

第三十九条 行政機関の職員が外商投資の促進・保護および管理業務において職権を濫用・職責遵守を軽視・私情により不正を働いた、あるいは職責の履行過程において知り得た商業秘密を漏洩・不法に他人に提供した場合、法に基づき処分する；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第六章 附 则

第四十条 いかなる国家あるいは地区も投資方面において中華人民共和国に対して差別的な禁止・制限あるいはその他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和国は、実際の状況に応じて当該国家あるいは当該地区に対して相応の措置を講じることができる。

第四十一条 外国投資家の中国国内における銀行業・証券業・保険業などの金融業種への投資、あるいは証券市場・外貨市場などの金融市場における投資の実施に対する管理は、国家に別の規定がある場合、その規定に従う。

第四十二条 本法は、2020年1月1日より施行する。《中華人民共和國中外合弁經營企業法》・《中華人民共和國外資企業法》・《中華人民共和國中外合作經營企業法》は、同時に廃止する。

本法の施行前に《中華人民共和國中外合弁經營企業法》・《中華人民共和國外資企業法》・《中華人民共和國中外合作經營企業法》に基づき設立した外商投資企業は、本法の施行後5年内は、元の企業の組織形態などを引き続き留保することができる。具体的な実施方法は、國務院が規定する。